

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員会等の構成委員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 役員及び評議員の報酬は、日額5,000円とする。
- (2) 各種委員会等の構成員の報酬は、日額5,000円とする。
- (3) 心配ごと相談員の報酬は、日額4,000円とする。
- (4) 常務理事の報酬は、年額3,000,000円以内とする。

2 常勤の龍ヶ崎市特別職職員、龍ヶ崎市職員及び地方公共団体議会議員等の公職にある役員等の報酬は、支給しないものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員等が本会の会務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、本会事務局職員の旅費の種類による。

(車賃等の額)

第4条 旅行の車賃、日当、宿泊料及び食事料の額は、別表の定額による。

2 前項以外の旅費の額は、本会事務局職員の例による。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支給方法は、本会事務局職員の旅費支給の例による。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成 8年 5月 27日制定)

この規程は、平成 8年 5月 27日から施行する。

付 則 (平成10年 3月 26日一部改正)

この規程は、平成10年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成13年 3月 26日一部改正)

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成13年 3月 26日一部改正)

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成14年 3月 25日一部改正)

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成24年 3月 27日一部改正)

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係） 注：「臨時特例に関する規程」により「日当」は支給停止

車賃 (1キロメートル につき)	日当	宿泊料		食事料 (1夜につき)
		県内	県外	
37円	2,000円	11,000円	12,000円	2,000円